



発行 新潟県

**第 54 号**

平成28年7月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 799 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 800 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
- 801 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 802 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 803 保安林の指定解除予定（治山課）
- 804 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 805 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 806 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 807 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 808 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 809 公共測量の実施通知（監理課）
- 810 公共測量の実施通知（監理課）
- 811 基本測量の実施通知（監理課）
- 812 道路の区域変更（道路管理課）
- 813 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- 指定管理者の募集（福祉保健課）
- 指定管理者の募集（都市整備課）
- 指定管理者の募集（港湾振興課）

告 示

◎新潟県告示第799号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
  - 阿賀野市南安野町1787番1の一部、1787番10の一部、1803番1の一部、1812番1の一部、1812番2の一部、1812番6の一部、1812番7の一部、1812番8の一部、2063番1の一部、2077番1の一部、2078番3、2079番2、2080番1及び2221番
  - 阿賀野市下条字下夕道2064番2及び2065番3
  - 阿賀野市下条字中道2143番6の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
  - 六価クロム化合物、砒素及びその化合物

◎新潟県告示第800号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の

設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 7月15日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
新潟県柏崎市松波二丁目 6 番43号  
シモダ産業株式会社  
代表取締役 霜田 彰
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
新潟県柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番41 外 2 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第 7 条第 3 号に規定する汚泥の焼却施設、同条第 5 号に規定する廃油の焼却施設、同条第 8 号に規定する廃プラスチック類の焼却施設、同条第13号の 2 に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※、紙くず※、木くず※、繊維くず※、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、感染性産業廃棄物（※石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 5 申請年月日  
平成28年 6 月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
- 7 縦覧期間  
告示の日から 1 月間
- 8 その他  
この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。  
意見書の提出先 郵便番号940-8567  
長岡市沖田 2 丁目173番地 2  
新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部  
環境センター環境課

◎新潟県告示第801号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩田内科医院	佐渡市羽茂本郷556-1	平成28年 1 月 1 日
しばた心と体クリニック	新発田市住吉町四丁目 8 番26号	平成27年10月 1 日
むとう医院	三条市島田 2 - 8 - 12	平成27年10月 8 日
喜多町むらやまクリニック	長岡市喜多町1144-1	平成27年10月 1 日
中林歯科医院	十日町市七軒町259-7	平成28年 2 月 1 日

さつき歯科医院	長岡市川崎6丁目7839-1	平成27年12月1日
愛育デンタルクリニック	三条市興野2-2-58	平成27年10月5日
つばめ調剤薬局	燕市杣木1511-1	平成28年1月5日
燕三条調剤薬局	燕市井土巻4丁目280番	平成28年1月5日
あきば調剤薬局	燕市秋葉町1-2-25	平成28年1月5日
中央調剤薬局	燕市水道町4丁目3番44号	平成28年1月5日
三条興野薬局	三条市興野1丁目14-34	平成28年1月7日
ウエルシア薬局五泉村松店	五泉市村松1234-4	平成28年1月1日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634番地4	平成27年12月1日
トリム薬局 湯沢店	南魚沼郡湯沢町神立25-6	平成27年12月1日
トリム薬局 新井店	妙高市田町2-3-21	平成27年10月1日
しげた薬局	柏崎市新花町6-7	平成27年12月1日
中央町薬局	柏崎市中央町11-31	平成27年12月1日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田1丁目20番30号	平成27年10月21日
トリム薬局 新発田西店	新発田市佐々木175	平成27年10月1日
トリム薬局 新発田店	新発田市本町1-14-2	平成27年10月1日
ファーマライズ薬局 三条店	三条市大野畑6-18-5	平成27年10月21日
ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日108番地	平成27年10月21日

#### ◎新潟県告示第802号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
榎医院	佐渡市羽茂本郷556-1	平成27年12月27日

伊藤内科医院	村上市新町 8-59	平成27年12月31日
梅野医院	長岡市関東町 2-6	平成27年12月15日
医療法人責善会 馬場クリニック	村上市田端町10番30号	平成27年10月30日
しばた心と体クリニック	新発田市住吉町四丁目 8番26号	平成27年 9月30日
羽田内科医院	新発田市豊町 4丁目 3番30号	平成27年 9月30日
むとう医院	三条市島田 2-8-12	平成27年 9月29日
中林歯科医院	十日町市七軒町259-7	平成27年12月31日
白井歯科医院	五泉市駅前 1-9-8 カネコビル 2F	平成28年 1月30日
成川歯科医院	魚沼市中島新田170-1	平成27年12月21日
大手薬局 塚野目調剤	三条市塚野目 4-19-17	平成27年12月31日
みずき薬局	十日町市上新井1145-5	平成28年 1月 4日
つばめ調剤薬局	燕市杉木1511-1	平成28年 1月 3日
あきば調剤薬局	燕市秋葉町 1-2-25	平成28年 1月 3日
燕三条調剤薬局	燕市井土巻 4丁目280番	平成28年 1月 3日
中央調剤薬局	燕市水道町 4丁目 3番44号	平成28年 1月 3日
しげた薬局	柏崎市新花町 6-7	平成27年11月30日
中央町薬局	柏崎市中央町11-31	平成27年11月30日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634番地 4	平成27年11月30日
トリム薬局 湯沢店	南魚沼郡湯沢町神立25-6	平成27年11月30日
トリム薬局 新井店	妙高市田町 2-3-21	平成27年 8月31日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田 1-20-30	平成27年 8月31日
トリム薬局 新発田店	新潟県新発田市本町 1-14-2	平成27年 8月31日
トリム薬局 新発田西店	新発田市佐々木175	平成27年 8月31日
ファーマライズ薬局 三条店	三条市大野畑 6-18-5	平成27年 8月31日

ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日108番地	平成27年8月31日
アップル薬局 なおえつ店	上越市東雲町1-6-13	平成27年8月31日
にいがた調剤薬局 水原	阿賀野市岡山町13番21号	平成27年9月30日
ひかりの調剤薬局	柏崎市三和町3番8号	平成27年8月31日
こぶし第4訪問看護ステーション	長岡市信濃2丁目6番18号	平成20年2月29日

## ◎新潟県告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年7月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県上越市安塚区切越字水木557の4、558の3
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ◎新潟県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年7月15日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 就任
 

理事	新発田市茗荷谷661番地	大 沼	淳
			(理事長)
	上今泉甲174番地	渡 邊	英 雄
	向中条571番地	中 野	義 隆
	三日市17番地	高 澤	徳 栄
	古川676番地1	菊 池	政 英
	下山田甲263番地	大 滝	一 博
	湖南1379番地	佐 久	間 剛
	金塚570番地	丸 山	昇
	貝屋77番地	佐 藤	芳 夫
	片桐293番地1	松 井	弘 行
監事	新発田市寺尾60番地1	佐 藤	順 一
	真野原外1419番地	後 藤	伊佐務
	小島62番地1	赤 塚	克 則

就任年月日 平成28年7月2日
- 2 退任
 

理事	新発田市茗荷谷661番地	大 沼	淳
			(理事長)
	上今泉甲174番地	渡 邊	英 雄
	貝塚699番地	森 谷	伊和男
	向中条571番地	中 野	義 隆

〃	〃	三日市17番地	高澤徳栄
〃	〃	小島62番地1	赤塚克則
〃	〃	古川676番地1	菊池政英
〃	〃	湖南1379番地	佐久間剛
〃	〃	金塚570番地	丸山昇
監事		新発田市真野原外1419番地	後藤伊佐務
〃	〃	寺尾60番地1	佐藤順一
〃	〃	下山田甲263番地	大滝一博
退任年月日		平成28年7月1日	

## ◎新潟県告示第805号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年7月15日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就任

理事	小千谷市高梨町3562番地	大平隆
		(理事長)
〃	長岡市浦5037番地	桑原章
〃	小千谷市片貝町6740番地	安達良夫
〃	長岡市西野1910番地7	山本徹
〃	〃 神谷1565番地	丸山信昭
〃	〃 才津西町2096番地	長谷川喜芳
〃	〃 深沢町2834番地1	高頭栄一
〃	〃 塚町346番地	長谷川弘二
〃	〃 上除町甲481番地	太刀川浅男
〃	〃 蓮潟2丁目10番25号	大井圭
〃	〃 七日市2184番地	関根敏雄
〃	〃 五反田町136番地	池田和幸
〃	〃 川袋町792番地	田邊茂
〃	〃 与板町広野653番地	萩野照高
〃	〃 芹川町2287番地	若月聰
〃	〃 福道町467番地	安達隆幸
〃	〃 花井町114番地	高野千尋
〃	〃 脇野町1323番地	椛澤正二
〃	〃 瓜生1625番地	小林勉
〃	〃 与板町楨原1158番地	枝村政人
監事	小千谷市片貝町789番地乙	横山慎吾
〃	長岡市南七日町70番地14	金子仁
〃	〃 河根川町621番地乙	島宗忍
〃	〃 与板町与板乙912番地	山田藤一
就任年月日		平成28年7月3日

## 2 退任

理事	小千谷市高梨町3562番地	大平隆
		(理事長)
〃	長岡市浦5037番地	桑原章
〃	小千谷市片貝町6740番地	安達良夫
〃	長岡市神谷1565番地	丸山信昭
〃	〃 西野1910番地7	山本徹
〃	〃 才津西町2096番地	長谷川喜芳
〃	〃 深沢町2806番地	山崎一男

〃	〃	塚町346番地	長谷川 弘 二
〃	〃	上除町甲481番地	太刀川 浅 男
〃	〃	榎山町1741番地	高 坂 正 司
〃	〃	七日市2184番地	関 根 敏 雄
〃	〃	雲出町1636番地 1	廣 川 和 良
〃	〃	川袋町792番地	田 邊 茂
〃	〃	与板町広野653番地	萩 野 照 高
〃	〃	芹川町2287番地	若 月 聰
〃	〃	福道町467番地	安 達 隆 幸
〃	〃	雁島町1055番地	金 山 博 文
〃	〃	脇野町1323番地	栂 澤 正 二
〃	〃	瓜生1625番地	小 林 勉
〃	〃	与板町与板乙1161番地	大 橋 利 昭
監事	〃	上岩井3399番地	片 野 勉
〃	〃	浦6405番地 4	関 清
〃	〃	深沢町284番地	渡 辺 勝 一
〃	〃	花井町114番地	高 野 千 尋

退任年月日 平成28年7月2日

## ◎新潟県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成28年7月6日認可した。

平成28年7月15日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成28年7月19日から平成28年8月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	長坂	換地計画書の写し	上越市役所及び吉川区総合事務所

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第808号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成28年6月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
研冷工業株式会社  
本田 良生
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区親松138-21
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第2520号
- 5 処分の内容 建築工事業、電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年6月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社高登建設  
高橋 まゆみ
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区荻島2-33-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第26170号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年6月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社金由建設  
古俣 由和
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区五十嵐二の町9143-6
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第2740号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年5月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
笠原建築事務所  
笠原 敏博
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市奥27-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第38515号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成28年 6 月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
 浦井建業株式会社  
 浦井 義雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
 長岡市大島新町 4 丁目乙-55
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24) 第44187号
  - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
 平成28年 6 月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年 6 月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
 株式会社アートサービス  
 早川 富雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
 小千谷市城内 2 - 4 - 11
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26) 第43271号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
 平成28年 6 月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年 6 月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
 有限会社細貝材木店  
 細貝 昇
  - 3 主たる営業所の所在地  
 長岡市六日市町1272
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23) 第16875号
  - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
 平成28年 6 月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年 6 月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
 株式会社近藤建設  
 近藤 昇
  - 3 主たる営業所の所在地  
 見附市本所 1 - 17 - 20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23) 第16168号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

## 6 処分の原因となった事実

平成28年6月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年6月21日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社宮内工務店

宮内 孝一

## 3 主たる営業所の所在地

長岡市宮内6-7-24

## 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第6308号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成28年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年6月1日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社日設工業

流石 武

## 3 主たる営業所の所在地

小千谷市大字三仏生3573-2

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17219号

## 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成28年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年6月10日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ホームテリアユー

池田 泰正

## 3 主たる営業所の所在地

柏崎市新橋3-9

## 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第42647号

## 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁体工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成28年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年6月9日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

小林建築

小林 和美

---

- 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市高柳町門出5120-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第19216号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年6月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
中川商事株式会社  
中川 吉孝
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区松浜本町4-1-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23808号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年6月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社山本建築  
山本 貢
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市宮1587
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39371号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年6月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
カタチ創庫  
織田島 崇
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区元町3-3-16
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44653号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

#### ◎新潟県告示第809号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

---

平成28年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共水準測量(2級)
- 2 作業期間 平成28年 6月16日から平成29年 2月28日まで
- 3 作業地域 新潟港(東港地区、西港地区)及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等

◎新潟県告示第810号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 地盤沈下変動調査(水準測量図作成)
- 2 作業期間 平成28年 6月27日から平成29年 2月20日まで
- 3 作業地域 新潟市全域 新潟市担当測量 1級路線59km 2級路線77km

◎新潟県告示第811号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 2 作業期間 平成28年 8月26日から平成28年11月30日まで
- 3 作業地域 柏崎市、糸魚川市、上越市

◎新潟県告示第812号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字来海沢字広田 1829 番 1 から 同市大字来海沢字広田4066番まで	新	7.4~22.5メートル	539.2メートル
	旧	(A)7.4~22.5メートル	539.2メートル
		(B)4.0~20.0メートル	564.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第813号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成28年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年 5 月13日	長谷川 俊明	二級建築士	第11347号	死亡
平成28年 5 月27日	星野 清	二級建築士	第6552号	死亡
平成28年 5 月27日	北 純一	二級建築士	第10925号	死亡
平成28年 6 月10日	平賀 正一	二級建築士	第7232号	死亡
平成28年 6 月24日	小林 喜一	二級建築士	第3104号	死亡

## 公 告

### 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）第13条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成28年 7 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 募集する事項

##### (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟ユニゾンプラザ（以下「ユニゾンプラザ」という。）

イ 対象業務

(ア) 条例第2条第3号及び第4号に掲げるユニゾンプラザの事業の実施に関する業務

(イ) 条例第6条に規定する使用の承認に関する業務

(ロ) 条例第7条に規定する使用承認の取消し等に関する業務

(ハ) ユニゾンプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ニ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

##### (2) 指定の期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による中間評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

#### 2 申請資格

申請者は、次の要件を満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。

(4) 県税等を滞納していないこと。

(5) 経営状況が健全であること。

(6) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。（共同応募する者にあつては、代表法人以外の構成員は、県内に主たる事務所がなく、かつ県内に事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等とすることができる。）

(7) 指定管理者になろうとする法人その他の団体及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部福祉保健課地域福祉班

電話 025-280-5176(直通)

(2) 募集要項の交付方法

前記3(1)の交付場所で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

平成28年8月24日(水)から平成28年8月31日(水)までの平日

### 4 その他

(1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。

---

#### 指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。)第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立紫雲寺記念公園

イ 対象業務

(7) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ロ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第5条の2に規定する有料公園施設の使用の許可に関する業務

(オ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)及び(エ)に規定する許可に係るものに限る。)

(カ) 都市公園の維持管理に関する業務

(キ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成29年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等が構成する共同体(以下「グループ」という。)とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者(グループの構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)

- (5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 経営状況が健全であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等（グループの構成員を含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- (10) 体育館やプール等のスポーツ施設及び公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）  
単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として決定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その決定又は指定を取り消すこととする。

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

- (2) 募集要項等の配布方法

平成28年7月11日（月）から8月31日（水）までの間、新潟県庁都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

- (3) 申請書類の提出期間

平成28年8月29日（月）から8月31日（水）午後5時まで

### 4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

#### 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 募集する事項

- (1) 対象施設及び対象業務

展望室

ア 展望室の運営に関する業務

イ 展望室の使用承認に関する業務

ウ 展望室の使用承認の取消し等に関する業務

エ 展望室の維持管理に関する業務

オ その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

## (2) 指定の期間

平成29年4月1日から平成36年3月31日まで

## 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）であることとし、個人での応募は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 申請者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

## 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係  
電話025(280)5100 FAX025(280)5089

- (2) 募集要項の交付方法

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係で交付するほか、新潟県交通政策局ホームページからも入手が可能である。

- (3) 申請書類の受付期間

平成28年8月24日（水）から平成28年8月31日（水）まで

## 4 その他

- (1) 失格 申請書等に虚偽の記載があった場合、本件募集要項において示した条件に明らかに反している場合及び審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は、県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。